

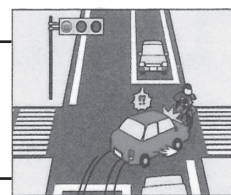
曾根崎交通安全協会
曾根崎自家用自動車部会
〒530-0027
大阪市北区堂山町1-5
三共梅田ビル6階611号室
TEL (06) 6315 - 8505
FAX (06) 6315 - 8506
制作・印刷 (株)タップハウス

令和7年 秋の全国交通安全運動

実施期間 令和7年9月21日(日)～9月30日(火)まで

大阪重点

二輪車の交通事故防止 大阪の二輪車事故死者数は前年同期の **約2倍**



全国重点

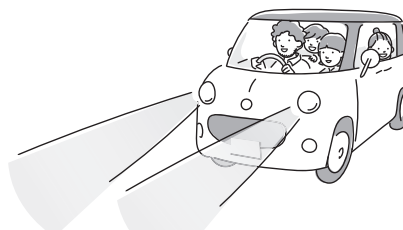
○ 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- 横断歩道を利用し、運転者に横断する意思を伝え安全確認のうえ横断する。
- スマートホンの操作やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行等は、注意力散漫になり車の接近や周囲の状況把握が遅れ危険である。
- 反射器材用品や明るい目立つ衣服は、夕暮れ時・夜間、日中でも視認性を高め自己の存在を示す事が出来る。
- 車や自転車、他の歩行者にとってもあなたの存在を認識しやすくなるため、夕暮れ時などの外出時反射材等を意識して使用しましょう。



○ ながらスマホや飲酒運転等の根絶と、 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- 運転中のスマホの操作や画面の注視は視覚情報を奪い、運転操作を鈍らせ大変危険な行為です。
- 飲酒運転は判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。
- ながらスマホ、飲酒運転、あおり運転は、自分だけでなく周りの人も巻き込む重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることを認識し「しない」「させない」を徹底しましょう。
- 日没が早まる季節、夕暮れ時に歩行者の道路横断中の交通事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物等を早期に発見することが出来効果的です。(対向車・先行車がある場合は、ロービームに切り替えましょう。)



○ 自転車・特定小型原動機付き自転車利用時の 交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)にも交通ルールが定められています。
- 自転車の「ながらスマホの禁止」「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されます。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加傾向です。
- 交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。



受刑生活を通じて、社会は正常なルールの中で平穏で穏やかな社会が形成されていることに気付き、自分勝手な考えや行動を否定し、父親の涙を見て情愛の深さを知り、社会人としてのあり方を理解されたと思います。

筆者の後段の言葉には、更に重みを感じさせられ、人としての行動のあり方、考えが綴られ、万人が筆者と同じ感じ方、行動のあり方を理解すれば、道路交通社会から不幸な思いをされる方々が少なくなると思います。

(筆 尾崎)

交通刑務所服役者の手記

「掛け替えのない命」

会社員(27歳)

この月は28日まで休みが無く、翌日久しぶりに休みがとれそうなので友人と飲みに行く約束をしました。仕事の出先が友人と飲む場所と近かった為、車でそのまま向かいました。3時間程飲み、これまでの疲れもあったか私は店で寝てしまいました。4時間程寝て起きるとお開きになり、私はもう少し寝てから帰ろうと思い、車へ行き眠りました。少ししてトイレに行きたくなり、近くのコンビニまで行こうと車を運転しました。「大分時間も経っているし大丈夫だろう」と、悪いと知りながら自分に都合よく考えていました。

小雨がばらついており、路面は濡れ始めていました。片側二車線の道で右へ緩やかに曲がり始めた時、右側の車線を走っていた私の車は、スリップし、左側の車線へ飛び出しました。すぐにブレーキを踏み、ハンドルを切りましたがどうすることも出来ず、そこを走行していたバイクに衝突しました。すぐに車から降りて被害者の方へ行き、呼び掛けましたが返事はありませんでした。その状況に頭がパニックになりながらも現場に居合わせた方に救急車を手配していただき、私は警察に電話しました。被害者の方を救急車が搬送し、私はその場で現行犯逮捕されました。そして、取調べ中に被害者の方が亡くなったと知らされました。

私は、これまで新聞やテレビで報道されていた交通事故犯は他人事で、自分には関係ないこととっていました。今まで事故を起こしたこともなく、運が良いのか悪いのか、飲酒運転をしても捕まることもありませんでした。お酒も強い方だと思っていました。時には、タクシーや代行を使うこともありましたが、深夜でタクシーが無く、代行を呼ぶのも面倒に思い、見つからなければ、バレなければ、少しくらいという自分勝手な考えや経験、過信から人の命を奪うという取り返しのつかないことをしてしまいました。

翌日、父と母が面会に来てくれました。私は頭を下げ、謝り続けました。父と母の泣く姿を見て、私のせいで被害者の方やご遺族だけでなく自分の家族の人生も滅茶苦茶にしてしまったことに気がきました。特に父の泣く姿を初めて見て、改めて私の罪の大きさを痛感しました。自動車運転過失致死と道路交通法違反の罪で懲役3年の判決を受け、市原刑務所で受刑生活を

送っています。

受刑生活当初、私は今までの自分の全てを否定しました。自分の全てが間違っていると認めることはとても大変なことでした。ですが、これが更生する上での第一歩だと思いました。そして、受刑生活の中で私の欠けていたものに気付きました。それは、規則を守る大切さです。これまでの私は、規則に対して少しくらいなら、バレなければ良いだろうと自分に甘く考えていました。しかし、人が見ていない時にこそ自分の弱い気持ちや誘惑に負けることなく、駄目なものは駄目と自分自身に言い聞かせ、律することが大切だと気付きました。そして、感謝の気持ちも忘れていたことに気付きました。自分一人の力で生きていると自惚れていました。多くの人に支えられて今まで生かされていたことに気付きました。感謝、人に対しての思いやり、謙虚な心、どれも当たり前のことですが、私には失っていたものでした。こんな私の帰りを家族は待ってくれています。その期待に応えられるように恩返しすることは、私の責務の一つだと思います。最大の責務は、被害者の方のご遺族への謝罪ですが、手紙でしかできていません。裁判の時、ご遺族へ謝罪させていただく機会がありましたが、「申し訳ありません」と頭を下げることにしかできませんでした。示談は成立しました。ですが、これで終わりではないのです。出所後からが本当の意味で謝罪が始まるのだと私は考えています。人の命を奪ってしまったことに対してこれまでずっとどう謝罪すれば良いか考えてきました。命を返すことはできません。間違っているのかもしれませんが、このことを一生忘れず、奪ってしまった命の罪を背負い続け、いつどんな時も亡くなられた方に私の行動を見られても恥ずかしくない生き方をすることが生涯の償いだと思っています。

最後に、お伝えしたいことがあります。「自分は大丈夫」と思っていませんか？私はそう思っていました。事故は他人事、関係ないと。これこそが最も危険な考えでした。今まで運良く、偶然に事故にならなただけでした。運転をしていて、一度や二度は「危ない」とヒヤリ、ハットした経験があると思います。その時、心臓がドキドキしてその後は安全運転を心掛けたと思います。どうかその気持ちを忘れずにしてください。私のような加害者に、また、被害者になる方がいなくなることを祈っています。

その後が気になる交通事故

交通警察官である以上、交通死亡事故の捜査は避けて通れない業務です。

突然の不幸な交通事故に遭った被害者家族の皆様は、言葉では尽くせない悲しみの日々が続きます。

何年経ってもです。

いつまでも忘れる事はありません。

被害者遺族の感情、気持ち、生きていたならば……

特に子供が被害者の場合、周囲の子供が成長する姿を見てその思いは一層深まります。

遺族調書を録取する際、親族から生前の思い出、夢、希望、等々が被害者家族の思いが語られ、命の尊さを幾度も教えて頂きました。

この経験を、交通安全講話の際、幾度も語って交通安全を訴えました。

同時に加害者家族の思いや、多くの当事者の後悔の念も語らせて頂き、安全運転を訴えました。

今でも気になっている交通事故の事例を挙げてみたいと思います。

加害者の車に同乗されていた、奥さんのその後が気になっています。

交通事故は、昔ながらの旧町の細い道路の交差点で、軽四輪乗用と自転車の出会い頭事故です。

車を運転していたのは、定年退職後も老後を豊かな生活をと考えパートで働いていた高齢者で、助手席には同年齢の奥さんでした。

自転車に乗っていた方も、交通事故現場近くにお住まいの、古希(70歳)を過ぎた男性高齢者でした。

事故現場の交差点には、どちらの方向から来ても安全確認が出来るカーブミラーが設置された交差点で起き衝突後、自転車を運転していた高齢者は、自転車もろとも転倒し頭部を強打する怪我をし、救急搬送されましたが意識を回復することなく亡くなられたのです。

加害車両を運転していた高齢男性は重大事故を起こしたことで逮捕しました。

交通事故捜査の過程で、同乗していた奥さんから事情を聴取すると、

相手の方が自転車に乗り、交差点に向かって来ていたのはカーブミラーで見えていました。

運転していた主人も見えて知っていると思い、私が見た自転車の事を口にしなかった事が悪いのです。私が主人に「自転車が来てるよ」と言っていればスピードも出ていないし衝突していなかったと思います。

私が悪いのです。

夜も寝られません。

私が悪いのです。

と何度も言い涙しながら悔やんでいました。

捜査を終えても、その後、裁判が始まり疑いのない交通事故ですから、刑事罰が科せられます。

執行猶予がつかず服役していたならば、奥さんはその間、どのような気持ちで過ごされるのかな、と考えさせられます。

交通事故は、被害者も加害者も非情です。

気を抜かず安全確認と交通ルールの遵守を願うばかりです。

筆者 尾崎

令和7年7月末の大阪府下における交通事故発生状況(確定値)

交通事故の特徴

○発生状況は、死者数が68人、負傷者数が16,256人で前年と比較して横ばいであった。

○交通事故に遭った時の状態は、歩行者の死者数が26人(対前年比+2人)

が、最も多い。

次いで、

二輪車の死者数が21人(対前年比+5人)

でした。

○発生場所は、

交差点等で死者数の約72%、重傷者数の76%を占めました。

単路では22.3%(19人)でした。

	令和7年	令和6年	前年比	増減率
件数	14,089	14,043	+46	0.3%
死者数	68	68	±0	0.0%
高齢者	31	32	-1	-3.1%
負傷者数	16,256	16,321	-65	-0.4%
重傷者数	1,703	1,630	+73	4.5%
高齢者	513	494	+19	3.8%

交差点及び交差点付近が一番危険が多い場所になります。

自転車での「酒気帯び運転」と携帯電話等の「ながら運転」が厳罰です。

令和6年11月に道路交通法の一部が改正され

- 基準値を超えるアルコールを帯びて自転車を運転する行為。
 - スマートホンなど携帯電話を手に持って通話したり画面を注視しながら自転車を運転する行為。
- は厳しい罰則が科せられます。

酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
携帯電話等を手に持って、通話したり画面を注視したりした場合	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
携帯電話等の使用により <u>交通の危険を生じさせた</u> 場合	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

運転適性診断が好評です 受講出来ます。

大阪府自家用自動車連合協会において、下記の「運転適正診断機」でリアルなCG映像等を用いたドライビングシュミレーターでの体験型診断です。

是非、社員の交通安全教育や運転管理の一環として御利用下さい。

- **実施日時** 毎週火曜日と金曜日(休日は除く)
① 10時から ② 11時から ③ 14時から ④ 15時から (各回定員4名)
- **実施場所** (一社) 大阪府自家用自動車連合協会
大阪市中央区大手通1丁目1-11 公益事業部
※ 受講予約時刻の10分前に2階、来場者駐車場はありません。

申し込み、お問い合わせは、

曽根崎交通安全協会 電話 06-6315-8505

まで(土日及び休日を除く 午前9時から午後5時までの間)

“Learn by Action”を実現する充実の機能。

受講者にリアルな体験を分かりやすく伝えられること。指導の現場に求められる教材が提供できること。すべては「Learn by Action」、体験による学習のために。AM1300は、リアルなCG映像はもちろん、実写映像や機能教材を充実したドライビングシュミレーターです。



映像の一部



自転車視点での再生



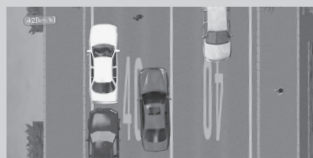
実写映像による操作画面



追従視点での再生



実写映像によるプレイバック画面(市街地)



俯瞰視点での再生



実写映像によるプレイバック画面(夜間)